

標準文書保存期間基準（保存期間表）（民事部）

令和5年4月1日

事項	業務の区分	業務に係る司法行政文書の類型	司法行政文書の具体例	分類			保存期間		
				大分類	中分類	名称 (小分類)			
1 規則若しくは規程の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討	立案基礎文書	基本方針、基本計画、最高裁判所規則、最高裁判所規程	規則、規程、通達及び告示の制定改廃等	別表のとおり	別表のとおり	10年		
	(2) 制定又は改廃	ア 規則若しくは規程の制定又は改廃のための決裁文書	規則案、規程案、理由、新旧対照条文、裁判官会議資料						
		イ 下級裁判所規則又は下級裁判所規程の原本	下級裁判所規則又は下級裁判所規程の原本						
	(3) 官報公告	官報公告に関する文書	官報公告の写し						
	(4) 解釈又は運用の基準の設定	解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書	逐条解説、ガイドライン、通達、運用の手引						
(5) 制定され、又は改廃された最高裁判所規則又は最高裁判所規程の運用	制定され、又は改廃された最高裁判所規則又は最高裁判所規程の解釈又は運用のための文書	逐条解説、ガイドライン、運用の手引							
2 通達の制定又は改廃及びその経緯	(1) 立案の検討その他の重要な経緯	ア 立案基礎文書 イ 通達の制定又は改廃のための決裁文書	基本方針、基本計画 通達案						
	(2) 制定され、又は改廃された通達の運用	最高裁判所により制定され、若しくは改廃された通達又はその解釈若しくは運用のための文書	通達、ガイドライン、運用の手引						
3 執行官の職務、監督等に関する事項	執行官の職務、監督等に関する業務	ア 執行官の職務、監督等に関する連絡文書	一時的通達	執行官（事務）	連絡文書	執行官に関する文書（〇〇年度）	5年		
		イ 執行官の職務、監督等の状況が記録された文書	報告書			職務、監督等に関する文書（〇〇年度）	5年		
4 調停官、調停委員、専門委員、司法委員、鑑定委員、参与員、精神保健審判員及び精神保健参与員に関する事項	調停官、調停委員、専門委員、司法委員、鑑定委員、参与員、精神保健審判員及び精神保健参与員に関する業務	調停官、調停委員、専門委員、司法委員、鑑定委員、参与員、精神保健審判員及び精神保健参与員に関する連絡文書	一時的通達	調停委員等（事務）	連絡文書	調停委員等に関する文書（〇〇年度）	5年		
5 訟務に関する事項	(1) 訟務一般に関する業務	事件の受付及び分配、開廷場所の指定、法廷警備その他の訟務一般に関する連絡文書	一時的通達	訟務（事務）	訟務一般	訟務一般に関する文書（〇〇年度）	5年		
	(2) 民事に関する業務	民事実体法及び民事訴訟、人事訴訟、民事非訟、民事執行、破産、民事再生、人身保護その他の民事に関する連絡文書	一時的通達			民事	民事に関する文書（〇〇年度）	5年	
	(3) 商事に関する業務	商事実体法及び会社更生、商事非訟その他の商事に関する連絡文書	一時的通達			商事	商事に関する文書（〇〇年度）	5年	
	(4) 調停に関する業務	調停（家事調停を除く。）に関する連絡文書	一時的通達			調停	調停に関する文書（〇〇年度）	5年	
	(5) 行政事件に関する業務	行政事件に関する連絡文書	一時的通達			行政事件	行政事件に関する文書（〇〇年度）	5年	
	(6) 家事に関する業務	家事審判、家事調停その他の家事に関する連絡文書	一時的通達			家事	家事に関する文書（〇〇年度）	5年	
	(7) 弁護士及び弁護士会に関する業務	弁護士及び弁護士会に関する連絡文書	一時的通達			弁護士	弁護士に関する文書（〇〇年度）	5年	
	(8) 事件報告に関する業務	ア 裁判、審判及び調停の事件報告に関する連絡文書	一時的通達、報告文書			期日の結果及び審理の予定に関する報告文書、終局の報告書、確定の報告書	事件報告	事件報告に関する文書（〇〇年度）	5年
		イ 国を当事者とする訴訟に関する報告文書							
	(9) 官報掲載に関する業務	官報掲載に関する連絡文書	一時的通達			官報	官報に関する文書（〇〇年度）	3年	
	(10) 事件記録の保存に関する業務	事件記録の保存に関する連絡文書	一時的通達			記録保存	記録保存に関する文書（〇〇年度）	5年	
	(11) 会同又は会議に関する業務	ア 会同又は会議の開催に関する重要な経緯	開催通知			議事録、結果報告書	会同、会議	開催通知（〇〇年度）	3年
イ 会同又は会議に提出された文書		配布資料	配布資料（〇〇年度）						
ウ 会同又は会議の結果が記録された文書			議事録及び結果報告書（〇〇年度）						
(12) 訟廷事務等に関する業務（(1)から(11)までに該当するものを除く。）	ア 最高裁からの連絡文書、事件記録の廃棄、検査等に関する文書 訟廷事務に関する業務についての一時的文書	連絡文書、一時的通達、通知文書、送付書	連絡文書	連絡文書（〇〇年度）	5年				

標準文書保存期間基準（保存期間表）（民事部）

令和5年4月1日

事項	業務の区分	業務に係る司法行政文書の類型	司法行政文書の具体例	分類			保存期間
				大分類	中分類	名称 (小分類)	
		イ 最高裁からの裁判書の送付、事件関係の案内書の配布に関する文書、事件処理システムに関する文書 訟廷事務に関する業務についての一時的文書、国際司法共助（囑託、受託）に関する文書、裁判員関係、官公署等からの照会（行政共助）に関する文書 国を当事者とする訴訟に関し提訴予告通知が送付された場合の提訴予告通知に関する文書	最高裁の判決書、行政共助、捜査関係事項照会、外国司法送達共助、調査囑託依頼書、照会書、調査票、囑託書、回答書、事務連絡、国を当事者とする訴訟に関し提訴予告通知が送付された場合の法務省又は担当法務局からの通知、資料調査回答書、予告通知書の写し、民事訴訟法第132条の2第1項による提訴前照会、同回答書、民事訴訟法第132条の4第1項による提訴前証拠収集処分申立書		判決書等写し、調査回答書	判決書等写し及び共助等に関する文書（〇〇年度）	1年
6 裁判統計に関する事項	(1) 裁判統計の運用に関する業務 (2) 統計の作成に関する業務 (3) 統計の作成に関する業務（(1)及び(2)に該当するものを除く。）	イ 裁判統計に関する連絡文書	一時的通達	統計（事務）	連絡文書	裁判統計に関する文書（〇〇年度）	5年
		イ 裁判統計作成上の基礎となる文書	資料文書		資料	裁判統計作成上に関する文書（〇〇年度）	3年
		イ 裁判統計に関する業務についての一時的文書	一時的通達、統計システム関係事務連絡		統計（連絡文書）	裁判統計に関する一時的文書（〇〇年度）	5年
7 庶務に関する事項	(1) 公印の管理に関する業務	ア 公印の管理に関する連絡文書	一時的通達	庶務（事務）	連絡文書	公印の管理に関する文書（〇〇年度）	5年
		イ 公印に関する届書及び報告書	届書、報告書		届書、報告書	公印に関する届書及び報告書（〇〇年度）	5年
		ウ 庶務帳簿	公印簿、公印の管理に関する帳簿、契印機の保管責任者について定めた文書 廃止公印簿、廃止した公印の管理に関する帳簿		庶務帳簿	公印管理簿	常用
						廃止公印管理簿（〇〇年度）	30年
	(2) 事件報告に関する業務	ア 事件（要報告裁判事件を除く。イにおいて同じ。）の報告に関する連絡文書	一時的通達	報告書	事件報告	事件の報告に関する文書（〇〇年度）	5年
		イ 事件に関する報告書	報告書				
	(3) 文書の管理に関する業務	ア 文書の管理に関する連絡文書	一時的通達	標準文書保存期間基準（保存期間表） 廃棄記録	文書（連絡文書）	文書の管理に関する文書（〇〇年度）	5年
		イ 文書の廃棄の意思決定が記載された文書	廃棄目録		文書（廃棄）	文書の廃棄に関する文書（〇〇年度）	5年
		ウ 文書の保存期間等が定められた文書	標準文書保存期間基準（保存期間表）		文書（保存期間基準）	標準文書保存期間基準（保存期間表）（〇〇年度）	5年
		エ 実施通達記第11の2の(6)の定めによる廃棄した短期保有文書に係る業務の類型及び廃棄した日の記録	廃棄記録		文書（廃棄記録）	短期保有文書の廃棄記録（〇〇年度）	5年
		オ 文書の管理状況の点検及び監査に関する文書	実施要領、実施結果に係る報告文書		文書（点検監査）	文書の管理状況の点検及び監査に関する文書（〇〇年度）	5年
		カ 庶務帳簿	秘密文書管理簿		庶務帳簿	秘密文書管理簿（〇〇年度）	記載が終了する日に係る特定日以降5年
	(4) 情報化及び情報セキュリティに関する業務	ア 情報化及び情報システムの運用等に関する文書（イに該当するものを除く。）、情報セキュリティに関する内部規約の策定等に関する文書	一時的通達	通知、周知文書、届出書、許可書、申請書、報告書	情報（連絡文書）	情報化等に関する文書（一時的通達）（〇〇年度）	5年
イ 情報化及び情報システムの一時的な運用等に関する文書、情報セキュリティに関する届出、許可等に関する文書		通知、周知文書、届出書、許可書、申請書、報告書	情報（届出等）		情報化等に関する文書（通知等）（〇〇年度）	1年	
(5) 庶務に関する業務（(1)から(4)までに該当するものを除く。）	ア 司法行政文書開示申出に関する文書	開示申出の対象となった短期保有文書		文書開示	開示申出関係文書（〇〇年度）	1年	
	イ 庶務帳簿	送付簿		庶務帳簿	送付簿（〇〇年度）	3年	

(別表)

項番	中分類	名称 (小分類)	該当する司法行政文書の範囲
1	訟務一般	訟務一般に関する例規 (〇〇年度)	訟務一般に関するもの
2	民事	民事に関する例規 (〇 〇年度)	民事実体法及び民事訴訟、人事訴訟、民事非訟、民事執行、 破産、民事再生、人身保護その他の民事に関するもの
3	商事	商事に関する例規 (〇 〇年度)	民事実体法及び会社更生、商事非訟その他の商事に関するもの
4	調停	調停に関する例規 (〇 〇年度)	民事調停法その他の調停 (家事調停を除く。)に関するもの
5	行政事件	行政事件に関する例規 (〇〇年度)	行政事件に関するもの
6	家事	家事に関する例規 (〇 〇年度)	家事事件手続法その他の家事に関するもの
7	事件報告	事件報告に関する例規 (〇〇年度)	裁判、審判及び調停の事件報告に関するもの
8	記録保存	記録保存に関する例規 (〇〇年度)	裁判記録の保存に関するもの
9	訟務関連文書	訟務に関する例規 (〇 〇年度)	1 から 8 までに該当しない訟務に関連する事項に関するもの
10	文書	文書の取扱いに関する 例規 (〇〇年度)	文書の取扱いに関するもの
11	外事・庶務関連文書	外事・庶務に関する例 規 (〇〇年度)	外事関係及び 10 に該当しない庶務に関するもの